

木側面(小口側)で行い、[ステーブル] 2個で打止める。割止鉄線巻を行うものは、つぎのような枕木である。

(1) 未敷設の枕木

ア 幅5mm以上の割裂あるもの イ 幅5mm以下であっても、割裂進行のおそれあるもの ウ 犬釘打替ひん繁な箇所に敷設するもの エ その他敷設後割裂を生ずるおそれのあるもの。

(2) すでに敷設してある枕木 ア 割裂が枕木の上下面に貫通し、その幅が木口上面において10mm以上のもの イ 割れ易い枕木で、木口の割れがさらに大きくなるおそれのあり、木口上面の割れが幅5mm以上のもの ウ 割止工を施せばさらに耐久年限を延長しようと認められるもの。

3 枕木運搬

枕木更換、枕木整理等の場合、枕木を運搬する作業であって、運搬方法にはつぎのようなものがある。

(1) 肩に担いで運搬する場合 (2) トロリーで運搬する場合。

4 枕木移動

平素の作業において枕木位置の不良なものを発見したとき、これを移動整理する作業。枕木は最初定められた正しい間隔に敷設されるが、軌条のふく進、軌条の波状運動による枕木自身の移動等によって、位置が狂って間隔および直角が不整となるもので、枕木位置の不整は道床をこわし、軌条面に不陸を生じ、軌間および通りを狂わすから、軌道の保守は次第に困難になってくるのでこの作業の必要が生じて来る。

5 枕木せん孔

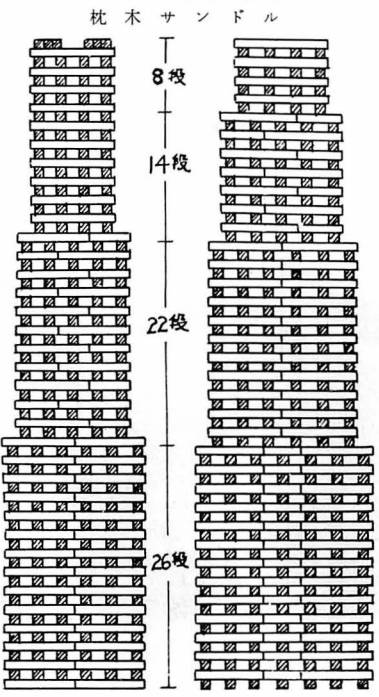
フックボルトや爪ボルトを取付ける場合、または新規に犬釘を打込む場合等には、あらかじめ枕木にねじきりで必要の程度にせん孔しなければならない。この作業を枕木せん孔作業という。(山本 浩)

まくらぎサンドル 枕木サンドル 枕木を井形に積上げ組立てた仮の受台。

仮橋梁の橋台・橋脚および高築堤等に災害応急用に用いられるほか、橋桁の架設、撤去または高上用の足場、重量品の仮受台、仮ホーム等の広い用途がある。

この特長は主材料が枕木であるから、集めるのが容易であり、1本1本は比較的軽く取扱が便利で運搬も容易であり、注意して組上げると相当の強度のあることである。だいたい10m未満の高さの場合に適する。

図は、この組み方の一例である。組み上げるには



1 基礎は地盤を水平に敷きならすか土俵を平らに敷ならべ、目つぶし砂利を入れて不陸をならしたのち、蛸搗(たこつき)をすること。

2 枕木2本を継ぎ用いるときは、べつに雇枕木を入れ芋継ぎを補強すること。

3 積重ねた枕木の不陸は「パッキング」で調整すること、このためには5分〜2寸厚さのパッキン板を準備しなければならない。

4 かすがいを十分に有効に使用すること、このためには大きさ12mm角、長さ約20cmのかすがいを枕木1本当たり2本半くらい準備しなければならない。

5 段数と上面の向きに注意し、その高さを決定すること。

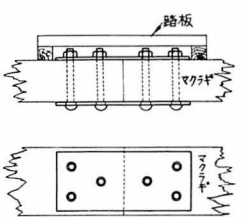
(嶋原吉之祐)

枕木継手

まくらぎつぎて 枕木継手

(英)tie joint 長手の方向に2本の枕木をつなぐ装置(図)。

シーサースクロッシング等で、規定以上の長い枕木を必要とする場合に作製し使用する。(木下勝蔵)



まくらぎのしゅべつ 枕木の種別

枕木の種別(または呼び名)は、その用途・品等・軌道に対する敷設方法・形量区分・樹種・材料・施業の有無等によって、通常つぎのように取扱われている。

1 並枕木 鉄道線路で普通一般に使用する枕木のことで、レール下に直角に、敷きならべる。

大きさは、農林省制定生産規格(枕木の日本農林規格)に、つぎのように定めてある。

種別	厚 (cm)	幅 (cm)	長 (cm)
第1号	10	15	150
第2号	12	15	150
第3号	14	20	210
第4号	14	23	210
第5号	14	20	240
第6号	15	23	240

第1号・第2号は、軌間0.609mまたは、0.762mの地方鉄道・軽便線用とし、第3号・第4号は軌間1.067mの国鉄用を主とし、軌間0.94・1.00mの地方鉄道軌道用であり、第5号・第6号は軌間1.372m・1.435mの都会地電車線・地方鉄道用となっている。

上記形状寸法は、生産基準であって、つぎの項目について、1等品・2等品・3等品と、伸短寸法差および欠点(節・丸身厚・丸身幅・鼻落・曲り・反り・木口割・目まわり・木口の腐れまたは空洞・木口の偽心材・その他)品等を区分している。

2 橋枕木 鉄道橋の桁上に使用する枕木をいう。

形状・寸法は農林省の生産規格で、つぎのように定められている。

種別	厚 (cm)	幅 (cm)	長 (cm)
第1号	15	18	150・180
第2号	18	20	210・240・270
第3号	20	20	210・240・270・300

第1号・第2号・第3号の使用区分は、枕木受桁中心間隔によって定められるものである。第1号は狭軌の軽便線用、第2号・第3号は国鉄・地方鉄道用となっている。

1等品・2等品・3等品の品等区分がある。

3 分岐枕木 鉄道線路の分岐器部分に使用する枕木をいう。